

議案第69号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

立木の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第11号

専 決 処 分 書

立木の処分については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

平成28年10月12日

大田原市長 津久井 富雄

記

- 1 処分財産 立木（スギ、ヒノキ等）
- 2 材 積 11,039.04立方メートル（24,158本）
- 3 売払金額 55,317,600円
(うち市収入分38,722,320円)
- 4 売払の相手方の所在地及び団体の名称並びに代表者
所在地 東京都江東区東陽5丁目30番13号 東京原木会館
団体の名称並びに代表者
協和木材株式会社 代表取締役 佐川 広興